

実務訓練 Q & A

Q1 受入可能機関一覧にはない機関で実務訓練をしたい。

実務訓練履修の手引き 参照章
<https://iaccce.tut.ac.jp/tebiki/>

指導教員への相談が必須です。

まず、実務訓練機関として適切かを指導教員に確認してください。実務訓練は、正規科目として実施しているので、趣旨等を機関に理解してもらう必要があります。受入の依頼は、指導教員から行うようにしてください。
なお、就職内定(予定)者は、内定先を実務訓練先とすることはできません。また、内定先関連企業についても内定先企業と同一とみなすことがありますので、事前に指導教員としっかりと相談してください。

Q2 学内履修ができるのはどういう場合ですか。

3.09 やむを得ない理由により実習を継続できない場合
5 学内履修について

学外履修できない場合です。

実務訓練は卒業後の進路予定を問わず原則学外履修となっていますが、諸事情により派遣先が確定できないこともあります。この場合は、学内でPBL型実務訓練または個別実習型実務訓練を履修することになります。
また、学外での履修が難しいと指導教員が判断した場合は、学内履修へ切り替えることもあります。

Q3 学生調書、誓約書の記載内容をチェックして欲しい。

教務課では記載内容のチェックはできません。
学生調書(様式2)にはコメントが記載されていますので、それに従い記入し、指導教員に確認をしてもらってください。

Q4 派遣先の機関に確認したいことがある

時期により確認方法が異なります。

- ・ 機関より受入承諾の連絡があるまでは、教務課連携教育支援係まで申し出てください。受入承諾前の時点では「学内で派遣先の候補が決定した」という段階であるため、直接連絡とすることは出来ません。
- ・ 受入承諾後、機関より「配属先等連絡票」が届きます。届いた後は、その情報を元に直接連絡し、確認してください。

※「配属先等連絡票」は11月頃を届く予定ですが、前後する可能性があるため届くまでお待ちください。

Q5 実務訓練先から直接電話(メール)がきた

適切な対応をするように心がけてください。

10月中に実務訓練機関へ正式に受入を依頼し、学生調書等を提出します。実務訓練機関によっては受入学生への諸連絡や学生の事前情報を得るために直接電話(メール)が入ることがあります。
また、見覚えのない電話番号から電話がかかってくるが、自分の派遣先かどうか判断できない場合は、教務課連携教育支援係にご相談ください。
いずれにしても、電話やメールを無視せず適切な対応をするように心がけてください。

Q6 実務訓練機関から受入できないと連絡があった

至急指導教員に相談してください。

実務訓練機関から受入承諾の連絡(承諾書の提出)があるまでは、受入は確約されていません。受入不可の理由は様々ですが、学生調書提出後に受入不可と連絡がくる場合もあります。指導教員に相談し、次の派遣先を検討してください。

Q7 通学定期を申請したい

1.09 実務訓練実習用 通学定期乗車券購入について

通学定期の申請は、対象者が限定されます。

実務訓練で通学定期が利用できるのは実務訓練機関から通勤費や食費等も含め全ての手当が支給されない場合に限りです。履修の手引きにも掲載していますが、通学定期については**学生課から掲示**で申請手続きについてお知らせしますので決められた期間内に手続きしてください。期間終了後の受付はできませんので見落としのないよう注意してください。

実務訓練 Q & A

<p>Q8 実務訓練中の勤務時間や休日はどうなっているの</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3.01 実習日程について</div>
<p>実務訓練中の時間や休日は実務訓練機関が指定する時間や休日です。 土、日、祝日が休日ではない機関もありますので各機関の指示に従ってください。</p>	
<p>Q9 休日に旅行に行きたいが可能か</p>	
<p>可能か否かは場合によります。</p> <p>実務訓練機関の通常の通勤圏外への移動(旅行)をする場合には、実務訓練機関指導責任者や指導教員に相談の上、必ず了解を得てください。</p>	
<p>Q10 体調不良により出勤(出席)できそうにない</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3.04 欠席(欠勤)について 3.10 病気等で実習日数が不足した場合</div>
<p>必ず出勤時間前に実務訓練機関へ電話連絡してください。 また、指導教員にも連絡をしてください。</p> <p>※出席日数が不足する場合、至急指導教員へ相談してください 実務訓練は30日以上のお出席が必要です。出席日数が不足した場合、その理由がやむを得ない理由であるかどうか実務訓練実施委員会で協議されます。承認された場合は、期間終了翌日から大学内にて不足日数の補完措置(期間の延長)をします。実務訓練期間中にその手続きが必要となりますので、速やかに指導教員へ相談してください。</p>	
<p>Q11 インフルエンザ・新型コロナと診断された</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3.06 健康面について</div>
<p>実務訓練機関の指示に従ってください。</p> <p>医療機関の指示及び各実務訓練機関のインフルエンザまたは新型コロナに関する取扱いを確認したうえで、養生してください。本学ではインフルエンザや新型コロナを公休扱いにしているため、Q11同様指導教員に相談して不足日数の補完措置の手続きをしてください。無理に出勤して、実務訓練機関にご迷惑をかけることのないよう注意してください。インフルエンザ等に罹患すると、数日間の療養を余儀なくされ、実務訓練計画にも支障をきたすことになり、実務訓練機関に迷惑をかけてしまいます。予防接種で完全に予防できる訳ではありませんが、有効な手段ですので、予防接種を受けてから実務訓練に臨むことを推奨します。</p>	
<p>Q12 自動車を使用してもいいですか？</p>	
<p>場合によります。</p> <p>「実務訓練受入機関検索システム(詳細表示)」の5-2「通勤に関する条件」で「可」とある場合のみ使用出来ます。許可なしに使用することは出来ませんので、注意してください。 また、使用する際には、運転免許証、任意保険証券、実務訓練自動車等使用届の提出が必要となります。提出方法については、教務課からの指示に従ってください。</p>	
<p>Q13 実務訓練期間中にケガをした、又は人にケガをさせてしまった(通勤途中の交通事故も含む)。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3.07 事故等に遭った場合の対応 1.12 トラブル・事故が起こったら 3.08 実習期間中の保険について</div>
<p>まず、実務訓練機関へ連絡してください (ケガの程度や状況によります。救急車や警察への連絡が必要な場合は先に対応してください)。 その後指導教員及び教務課へ連絡してください。</p>	
<p>Q14 中間報告書が期限までに提出できない、実務訓練指導責任者の検印がもらえなかった。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2.04 実務訓練機関における実習(実務訓練の開始)</div>
<p>提出期限は、厳守してください。</p> <p>中間報告書は、実務訓練の成績評価資料となっている重要な書類です。実務訓練指導責任者は多忙ですので、事前に予定を確認し、行動することが大切です。 それでも間に合わない場合は、指導教員に指示を仰いでください。</p>	